

尾鷲市農業委員会 令和8年6月定例会 議事録

1. 開催日時：令和8年6月5日（金）午前10時00分から午前10時40分
2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館1階小会議室A（円卓）
3. 出席委員（9名）

委員	1 番 庄司 和稔
	2 番 北村 都志雄
	4 番 野田 泰史
	5 番 黒 次美
	6 番 三鬼 早織
	7 番 日下 浩辰
	8 番 塩津 史子

農地利用最適化推進委員	相賀 康史
農地利用最適化推進委員	濱野 薫久

4. 欠席委員 会長 3 番 高村 敦夫

5. 議事日程
 1. 農地法第5条の規定による許可について
 2. 農地法第3条の規定による許可について
 3. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山 有朋
事務局次長	佐々木 誠
事務局書記	川村 星太

7. 会議の概要

議長	定刻となりましたので令和8年6月の農業委員会を始めます。本日は〇〇さんが欠席となっております。署名委員は〇番の〇〇さん、〇番の〇〇さんです。よろしくお願いします。 それでは事項書に沿って進めさせていただきます。議案第1号農地法第5条の規定による許可について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地方第5条関係資料をご覧ください。所在は、尾鷲市〇〇町、地番は〇番、地目は畑、面積は〇㎡です。譲渡人は〇〇市〇〇在住の、〇〇さん、譲受人は尾鷲市〇〇町〇番地在住の〇〇さんです。平成30年頃より譲受人が工事し利用してしまっていたが、当該転用許可を得ていなかったため申請に至りました。以上です。
議長	ありがとうございます。それでは紹介委員の〇〇さん、よろしくお願いします。
紹介委員	説明の前にひとつ付け加えさせていただきます。今回の申請地は、農業振興地域内の農地です。この農地は原則として、農地以外の転用が禁止されており、転用したい場合はまず、農振除外（農業振興地域整備計画からの除外）を行い、その上で農地法に基づく農地転用の許可を受ける必要があります。それでは説明いたします。 概要につきましては事務局から説明のあった通りです。資料4ページの公図をご覧ください。〇〇市〇〇在住の〇〇さん所有の尾鷲市〇〇町、地番〇番、地目は畑、面積〇㎡を尾鷲市〇〇町〇〇在住の〇〇さんが譲り受け、8年前の平成30年に倉庫及び進入路用地として利用するため、農地法第5条の申請を行いました。この申請地は農業振興地域に指定されているため、転用許可を得ていなかったため、農業振興地域整備計画にかかる農用地利用計画の変更申出書、要するに農振除外申出書を提出し、農振計画変更通知書、いわゆる農振除外の決定通知書を受けたので、提出書類を添えて、農地法第5条の申請をするものであります。

申請場所ですが、13ページの地図をご覧ください。茶色の線は国道〇号線で、〇〇の前の市道を〇mほど上がった赤丸で記したところで、海拔約〇mあります。なお、申請地の現況写真は15ページの赤線で囲まれた土地になります。ご審議お願いします。

議長	ありがとうございます。何か質問のある方は挙手をお願いいたします。
----	----------------------------------

委員	農業振興地は〇〇だけですか。
----	----------------

紹介委員	〇〇だけではなく 6 か所あり、天満、向井、賀田、古江、曽根、三木里です。
------	---------------------------------------

委員 尾鷲市として、振興地の取り下げの予定はないのですか。

事務局	今のところはありません。今回のように転用したいとなった場合に、一筆ずつ農業振興地域の除外申し出に合わせて除外します。
-----	--

紹介委員	これは県の指定であって、除外申請があれば尾鷲市と県で協議して決めます。そこで決定があれば農地転用できるということです。
------	---

議長	ありがとうございます。他に何か質問はございませんでしょうか。無いようでしたら裁決を取らせていただきます。異議のない方は挙手をお願いいたします。
----	---

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。これにて許可いたします。

続きまして第2号議案、農地法第3条の規定による許可について、事務局からお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。

農地法第3条関係資料の1ページをお願いします。所在は尾鷲市〇〇町、地番は〇番、〇番、地目は畑、面積はそれぞれ〇㎡、〇㎡となっています。譲渡人は〇〇県〇〇市〇〇在住の〇〇さんです。譲受人は三重県尾鷲市〇〇町〇番在住の〇〇さんです。申請理由は、所有権の移転により当該農地を取得し、コハナの栽培をするためです。以上です。

議長

ありがとうございます。それでは紹介委員の〇〇さんをお願いします。

紹介委員

概要につきましては、ただいま事務局から説明のあった通りです。まず農地の場所についてですが、資料の14ページをご覧ください。14ページの地図で赤丸の中の赤線で囲ったところになります。左手に国道〇号があります。〇号のこの地図上で上の方に行けば〇〇、下の方に行けば〇〇です。そして〇〇郵便局が港の方にありますが、そこから直線で約〇m。そして、ふれあいバス〇〇線の〇〇バス停のすぐ前にこの農地があります。

それでは資料の1ページをご覧ください。農地は2筆。所在地は尾鷲市〇〇町〇番、地目は畑、面積は〇㎡。もう1つが同じく尾鷲市〇〇町〇番、地目は畑、面積は〇㎡。合計〇㎡です。譲渡人は〇〇県〇〇市〇〇の〇〇さん、譲り受け人は三重県尾鷲市〇〇町〇〇の〇〇さん。所有権の移転により当該農地を取得し、コハナの栽培をするためです。

資料の2ページをご覧ください。許可申請書です。下の方にあるように所有権移転に伴う対価等はありません。2筆とも無償譲渡になります。資料3ページから7ページは許可申請書の別添です。資料3ページをご覧ください。現在農地は持っておらず農作業の経験ありませんが、4ページにありますように農地まで車で1分と近い距離にあり、加えてこの最後のページにありますように農作業についての勉強意欲も非常に高いと考えます。資料5ページをご覧ください。農作業への年間従事日数です。150日の従事日数を考えており問題ありません。資料7ページをご覧ください。7の周辺地域との関係、そして8の地域との役割分担状況についても問題は見られません。そして9ページ10ページは登記記録です。資料11ページは公図ですが、当該農地は赤枠で囲まれた2カ所です。資料12

ページをご覧ください。営農計画です。すべての畑でコハナを栽培します。資料15ページをご覧ください。現況写真です。現在は雑草、雑木に覆われていますが、今後コハナの栽培をすることにより立派な畑に再生されるものと考えます。ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。何か質問のある方は挙手をお願いします。

委員

許可後、コハナ畑になるところまでは追いかけないのでしょうか。もしずっとこの状態のままで放置されることがあれば、許可を出しても全く意味がないので、その後の状況を把握すべきなのではないのでしょうか。

事務局

許可案件ごとに追いかけてはいませんが、3年に1回、農地全体の現況調査を行っています。その中で、計画に基づいて農地が利用されているか確認することができます。

委員

所有者の移転だけが脈々と続いて、畑はずっと荒れている状態というのは、農業委員として皆さんも本位ではないと思います。

事務局

マンパワー的な問題もあり、1年で全地域の調査はできませんが、3年に1回のペースで全地域をまわれるように現況調査を進めています。ちょうど今年度は〇〇も調査の予定です。その段階で現況のような状態であれば、今後の意向を確認する手紙を送ります。その回答次第で農地バンクへの登録を勧めるなどして、今後遊休農地のままにしないような回答をもらうようにします。

委員

この農地は現状でコハナは生えていますか。

事務局

今現況ではコハナはなかったのですが、一から栽培をするということになり

ます。ここを綺麗にするだけでも大変な作業になるかと思います。

委員 この荒れ地を整備してコハナを育てていただけるのであれば、それはもうありがたいことですね。

紹介委員 元に戻すだけでも大変そうな感じの森になってしまっていますが、水が豊富で水路もきっちり作られている場所ですので、本当に戻してもらえたら、いい場所になると思います。

事務局 追跡の方も今後考えていきたいと思います。

議長 他に何か質問はございませんでしょうか。無いようでしたら裁決を取らせていただきます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。これにて許可いたします。

続きまして第2号議案、農地法第3条の規定による許可についての2件目を事務局からお願いいたします。

事務局 農地法第3条の規定による許可についての2件目を説明させていただきます。

16ページをお願いします。番号2番、所在は尾鷲市〇〇町、地番〇番、〇番、〇番、〇番、地目は畑と田となっております。面積は〇㎡、〇㎡、〇㎡、〇㎡の4筆。譲渡人は尾鷲市〇〇町〇在住の〇〇さん、譲受人は〇〇県〇〇市〇〇の〇〇さんです。申請理由は所有権の移転により、当該農地を取得し、果樹等の栽培をするためです。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは紹介委員の〇〇さんをお願いします。

概要につきましては事務局から説明のあった通りです。

それでは農地の場所の確認をしたいと思います。資料の32ページをご覧ください。赤丸で囲ったところです。左右に走る黄色い道路は県道〇〇号〇〇線です。左手に行けば〇〇道路〇〇インター、そして国道〇号線方面です。〇〇駅から直線で〇kmほど。線路に近いところに地図記号「文」のマークがあります。これは〇〇学校になります。〇〇学校から直線で〇mほどのところです。それでは資料16ページをご覧ください。農地は4筆、所在は尾鷲市〇〇町〇〇、地目は畑、面積〇㎡。同じく〇〇町〇〇、地目は田、〇㎡。同じく〇〇町〇〇、地目は田、面積〇㎡。同じく〇〇町〇〇、地目は畑、面積は〇㎡。合計〇㎡になります。譲渡人は尾鷲市〇〇町〇〇在住の〇〇さん、譲受人は〇〇県〇〇市〇〇の〇〇さんです。所有権の移転により当該農地を取得し、果樹等の栽培をするためです。

資料17ページをご覧ください。許可申請書です。所有権の移転に伴う対価は10アールあたり100,000円と記載されています。参考までにこの農地4筆合計が〇㎡、つまり〇アールということですので、〇円となるであろうと思います。

資料19ページから22ページは許可申請書の別添です。資料の19ページをご覧ください。現在〇㎡の畑を所有しています。資料20ページをご覧ください。現在、その所有している〇㎡ではお茶を栽培しているということです。そして、新たに所有しようとしている畑〇㎡では、みかん、レモン、らっきょ、ナスを栽培します。農作業歴は57年あり、〇〇にある自宅から〇mほどと近く、農地の管理に問題はないと考えます。資料の21ページをご覧ください。農作業の従事状況の記載です。家族4人で農作業を行い、農作業への年間従事日数も問題はないと思います。特に妻である〇〇さんは、主に尾鷲にいたるため毎日の農作業が可能です。資料22ページをご覧ください。6の周辺地域との関係、その下の7の地域との役割分担状況についても問題は見られません。

資料の23ページをご覧ください。営農計画です。しっかりと計画された営農計画書であり、問題は見られません。資料の30ページをご覧ください。地積測量図です。この農地は公図がありませんが、この地積測量図により隣接との位置関係、境界が明らかになっています。加えて、土地の境界については太陽光電や石垣等ではっきりしています。

申請されている農地は譲渡人〇〇番地の〇〇さんの自宅を取り囲む青で塗られたところになります。資料30ページです。〇〇と書いてあるところは譲受人の〇〇さんの居宅になります。資料の34ページをご覧ください。

さい。航空写真です。緑の枠で囲まれた〇〇番地の〇〇さんの自宅を除いて赤枠で囲まれた場所になります。資料の３５ページから３７ページは現況写真です。現在雑草に覆われたところもありますが、比較的綺麗に管理されています。３５ページの真ん中の写真をご覧ください。右手の２階建ての家は〇〇さんの自宅です。奥に見える家が〇〇さんの家になります。非常に広い土地ですが、家族４人で農作業に従事することから、立派な畑になり多くの農産物が収穫されるものと考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。質問のある方は挙手をお願いします。

委員

３５ページ３６ページの写真の車が入ってくる通り道にバラスがひいてあるようですが。

紹介委員

そうですね。砂利っぽいところもありました。それをどうするということは書かれておりませんが、文面からは畑にすることです。砂利等があっても、みかん、レモンの栽培でしたら特に問題はないと考えますし、らっきょ、ナスについては柔らかい土地のところを耕作するというふうに考えれば別段申請書は間違いではないのだろうと考えます。

委員

この方は尾鷲に住んでいるのですか？

事務局

〇〇県の方ですが、週の半分以上は尾鷲に通っていて、これからも住民票は〇〇県ですが、半分以上こちらに来るということです。そしてご家族は〇〇町に家があるので、そちらへ通われるようです。

議長

他に何か質問はございませんでしょうか。無いようでしたら裁決を取らせていただきます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。これにて許可いたします。

続きまして第3号議案、その他を事務局からお願いいたします。

事務局

次回の農業委員会の日程は7月6日の月曜日を予定させていただいておりますので、またよろしく申し上げます。事務局からは以上です。

議長

それではこれにて、令和8年6月の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員